

主 文
本件控訴を棄却する。
理 由

本件控訴の趣意は、弁護人菅原克也、同高木健一、同長谷川幸雄が連名で提出した控訴趣意書及び控訴趣意補充書並びに弁護人菅原克也、同高木健一が連名で提出した控訴趣意補充書（２）にそれぞれ記載されているとおりであり、これに対する答弁は、東京高等検察庁検察官検事畠山惇が提出した答弁書及び答弁要旨補充書にそれぞれ記載されているとおりであるから、いずれもこれを引用する。

控訴趣意第一（理由不備及び理由齟齬の主張）について
所論は、原判決には同判示第一の事実につき理由不備及び理由齟齬の違法がある。すなわち、原判決は、被告人がAを殺害した方法として、「ここにおいてこの際同女を死に至すもやむなしと決意し、ぐつたりとしてうつ伏せになつたままの同女の上に、就寝用布団六枚を順次積み重ね、そのまま放置して同女が窒息死するのを待つうち、」「同日午後二時頃、」「同女を右八畳床の間に引きずり込んだうえ、引き続き殺意をもつてその場にうつ伏せにし、その上から再び就寝用布団一枚を順次積み重ね、そのまま同日午後五時頃まで放置し、よつてその頃同所において、同女を遷延性窒息により死亡させて殺害し」と判示しているが、右の判示では、布団二枚を積み重ねたことによつて生じた窒息が、胸廓部圧迫または外呼吸口（鼻口部）の閉塞あるいは密閉された空間が生じたことによる酸素欠乏のいずれに基づくものか明確でなく、この意味で原判決は被告人がAを殺害した方法を特定していないといわなければならないから、原判決には理由の不備がある。また、原判決は、審理不尽の結果、証拠力の極めて弱い解剖立会結果報告書中の法医学の専門家でない一警察官が記載したところを採用して、Aの死亡の原因となつた窒息を遷延性窒息と認定判示しているが、遷延性窒息とは、一度窒息状態に陥つたが、その窒息が不十分でこれによつて生ずる脳神経の障害も決定的なものでないため、直ちに死亡することなく、その後右障害が徐々に拡大し、結局死に至る場合をいうのであつて、窒息状態に陥つたのち死に至るまでに二、三時間から一〇時間という長い時間がかかるため、これを遷延性窒息と呼ぶのであるが、原判決はAが何時どのよつてにして不十分な窒息状態に陥つたかを判示しておらず、この点においても原判決には理由の不備がある。さらに、原判決は、審理不尽の結果、Aの体の上に布団一枚を積み重ねたことにより、空気の密閉状態を現出させ、そのため酸素欠乏が生じてAを窒息死させたことと認定しているとも解されるが、そうであるとすると、酸素欠乏による窒息は急性窒息であり、遷延性窒息ではないから、Aの死亡が遷延性窒息によるものであると認定判示している原判決には理由のくいちがいがあつて、このことによるばかりでなく、原判決がAの死亡原因について挙示している証拠中最も重要なB作成の鑑定書には、Aの死亡原因となつた窒息は鼻口部の閉塞によるものであるのが妥当であると記載してあるのであつて、原判決の右認定は右証拠と矛盾しており、原判決には証拠理由の不備があるといわなければならないのである。

<要旨>そこで、まず原判決の判文上被害者殺害の方法が特定されていないとの所論について検討するのに、原判決</要旨>は、右の点について、被告人が、Aの両手足を緊縛し、二重に猿ぐつわをかませたうえ、うつ伏せになつている同女の体の上に一枚の布団を積み重ねて放置し、よつて同女を遷延性窒息により死亡させたことと明確に判示しているのであつて、判文上その殺害方法は十分に特定されているといわなければならない。そして、有罪判決の理由として示される罪となるべき事実とは、特定の事実が刑法各本条の構成要件に該当するか否かが判断できる程度に具体的であれば足りるのであつて、所論がいうようにAの窒息が胸廓部圧迫または鼻口部閉塞あるいは酸素欠乏のいずれによつて生じたものであるかの点についてまで精密に判示しなければ、罪となるべき事実の判示として十分でないとはいえないから、原判決には所論のような意味で罪となるべき事実の判示に欠ける点があるとは認められない。

また、所論は、原判決はAが何時どのよつてにして不完全な窒息状態に陥つたかを判文上明確にしていないとして、原判決には理由不備があつて、その前提として、原判決がAの死因となつた窒息を遷延性窒息と認定判示しているところにそも問題があるかの如く主張している。ところで、被告人の行為によつてAが窒息死したか否かは事実認定上極めて重要であるが、仮にその事実が認められれば、その窒息が法医学上急性窒息と呼ぶべきものか、あるいは遷延性窒息と呼ぶべきものかという点に事実認定上重要な意味があるとは考えられない。従つて、こ

では事実認定の問題としてではなく、所論の主張する理由不備の前提問題として原
判決の右認定について検討してみるのが、原判決の認定は、所論がいうように、
と、原判決の認定は、所論がいうように、死因は遷延性窒息であるところ、右報告書は前
に、解剖の結果として死因は遷延性窒息であるところ、右報告書は前述のとおり、
が明らかであるところ、右報告書は前述のとおり、Aの死体を解剖した際、立会
作成したものであるけれども、同証人が、Aの死体を解剖した際、立会
同大学法医学教室に勤務するまでは普通の急性窒息の場合より時間がかか
対し、同女が窒息死するまでは普通の急性窒息の場合より時間がかか
ないかとの趣旨の説明をし、警察官が同教授の説明に従って前記のとおり報
記載したものと推認できるとし、同証人は、遷延性窒息死とは、窒息の要
る画一的定義は存しないとし、同証人としては、遷延性窒息死とは、窒息の要
弱く、かなり時間を要して死亡する場合をいうものとする旨を証言している
つて、右証言を参酌すれば、前記報告書によつてAの窒息が遷延性窒息である
た原判決の認定は是認できるし、学者の間においても画一的定義の存しない問
について、所論が特定の定義に基づいて原判決の前記認定を論難するは失当
なければならぬ。そして、罪となすべき事実の判示に当たつて要件を該當さ
の程度については、さきに説示したとおり刑法各本条の構成要件を該當さ
が判断できれば足りると解されるから、原判示のような方法で人を窒息死
合に、何時どのような経過で被害者が脳神経に障害を生ずるよう
態に陥つたかを精密に判示しなければ、罪となるべき事実の判示
るといえないことは明らかである。

なお、所論は、原判決は被害者の窒息は酸素欠乏による旨判示しているものと解
することができるとして、これを前提として、原判決には理由のいくつかが及び証
拠理由の不備があると主張しているが、判文を検討すると、原判決は被害者の窒
が被告人の行為によつて生じたものであるとはいつてはいるけれども、それ以上
被害者が胸廓部圧迫または鼻口部閉塞あるいは酸素欠乏のいずれによつて窒息
という点については何ら認定判示していないとともに、そのような点について
精密に判示することが罪となるべき事実の判示として不可欠のものでないこと
きに説示したとおりである。従つて、原判決が酸素欠乏による窒息死を認定判
ているとして原判決の理由齟齬ないしは証拠理由の不備を主張する所論は、そ
提を誤つているといわなければならない。

以上のとおり、原判決には所論のこのような審理不盡に起因する理由の不備も理
由の齟齬も存在せず、論旨は理由がない。

控訴趣意第二（事実誤認及び法令適用の誤りの主張）について

所論は、原判決には、同判示第一の強盗殺人の事実につき、判決に影響を及ぼす
ことが明らかな事実の誤認及び法令適用の誤りがある。まず、Aの死亡は被告人
行為によるものではない。すなわち、同女の死亡時刻については明確な証拠がな
く、確かなのは被告人が食事のため外出してA方に帰つて来た昭和五一年一月七日
午後七時すぎころには同女が死亡していたという事実だけであるが、同女の死体解
剖の結果明らかになつたその胃中の餅の消化状況からすると、同女は食後約一時
間、最大限にみても二時間で死亡したと考えざるを得ないところ、同女が同日午前
一時ころから午後五時ころまでの間に食事をした事実はないから、同女は被告人
が同女を布団蒸しの状態にして食事のため同女方から外出した午後五時以降に餅
食べたとしか考えられないのであつて、右事実によれば、被告人が布団蒸しに
ことによつて同女が死亡したものでないことは明らかである。また、原判決の被害
者殺害方法に関する判示は明確を欠くが、原判決は、これを善解すれば、被告人
が、Aの体の上に布団一枚を積み重ねて同女を密閉された空間に閉じ込め、これ
をそのまま放置して右空間が酸素欠乏状態になるのを待ち、午後五時ころに至つて
右空間の酸素欠乏状態を現出させ、同女を酸素欠乏によつて窒息死させたことと認
たものと解される。しかしながら、被告人は、原判示の床の間付きの八畳の間にお
いて、興奮して投げつけるように布団をかけたのであるから、実際にAの体の上
積み重なつた布団は一枚のうち半分くらいの五、六枚程度にしかすぎない。従つ
て、同女は顔面を殴られるなどの暴行を受けたのち、両手、両足を緊縛され、猿ぐ
つわをされていたものではあるが、その布団蒸しから脱出しようと思えば両足で
を蹴つて脱出できたのに、そのまま余り動かないでいたのは、同女が布団の隙間
畳の隙間から呼吸できたためであると考えざるを得ない。従つて、原判決が
ようにAの体の上に布団を積み重ねて放置したことにより午後五時ころに至つて
うやく窒息死に至るべき酸素欠乏状態が現出したなどと考える余地はないか

同女の両手を電氣こたつこのコードで、両足をテレビ用にアンテナナコードでそれぞれ縛を
りあげた。と責めたが、同女の頭髪をつかんでゆさぶるよに及び「どうして
つわをかませたのち、仏壇で線香をあげて父の冥福を祈るよに及び「どうして
で戸を蹴り始めた。これに對してDが大声で「ちよつと用事があるから、後
告人は押入れの中を布団三枚を同女に投げつけた。その後Dは「ちよつと用
て来て同女にかけた。その直後Dは「ちよつと用事があるから、後
というように物凄しい勢いであばれるので、「静かになれ。」というこ
つてA方に帰つて来た。その間に被告人はAを八畳の間に移したと言
はねるように物凄しい勢いであばれるので、「静かになれ。」というこ
ら布団を持ち出して同女に投げつけた。その数は一枚といふ。Aは
に投げつけたので、実際に同女にかかつたのは五枚くらいであつた。A
たDは、二、三十分間電話をしていたが、「下関へ売掛代金を取りに行
つて、Eを残して立去つた。その後午後五時ころ被告人はEを残して食
出したが、その際Aの体にかかっている布団の間隙から中をのぞき、同
向きにし、目を開けて何か言つて確認した。午後七時ころ被告人が食
すませて帰つて来ると、Eが青い顔をしてふるえながら「やつちやつちや
ので、八畳の間を見ると、Aが床の間に頭を向けて仰向けになり、頭か
し、着用していた割烹着がまくれ上がり、それが同女の首に巻きつた
でいた。なお、同女を縛つていたコードなどは全部ほつてあつた。また、
には人が両手でその首を押えつけたような痕跡が残つていたほか、テー
置いてあつた一升瓶には血の塊りと同女の頭髪が付着していた。そこで
まだ助かるかも知れないと思ひ、Aの胸を大きく開いて人工呼吸をしてみ
は生き返らなかつた。その際EはAを殺害した事実を認め、下関に行つた
絡したうえで明日自首すると言ふ一方、被告人に「酒を飲みに連れて行
求し、さらに「自首する前にAの死体を誰かに発見されるといけないか
入れに隠して、後でまたもとに戻せば良い。」と言ふので、その言葉に
人が一人で死体を押入れに隠し、その折Aの胸もとから落ちていた現金
〇円と台所の調理台から持ち出した二万五、〇〇〇円を持つてEを連
酒を飲んで午後一時ころA方に帰つて来た。その翌朝、被告人は、Eか
がおさまつたころ戻れるようにしておくから、一旦逃げて時を稼げ。お
いなかつたことにしておけ。」と言われるまに、自動車
かつて逃走したといふのである。

よつて被告人の右供述の信憑性について考察するのに、被告人は捜査の全過程を
通じて、Aは、被告人が同女の両手、両足を緊縛し、猿ぐつわをかませたう
の体の上に多数の布団をかけて放置したため死亡した旨を自白しているば
く、原審第一回公判における罪状認否の際も、原判示強盗殺人の事実につ
殺人の犯意及び財物強取の事実を否認しているだけで、Aを殺害したのが
とは一言も主張しておらず、また、当審公判廷においては、本件で逮捕さ
は自分がAを殺したと思つていた旨を供述し、その理由として、警察官か
かぶせたから、お前が殺したんだ。」と言われたので、そのように思つた
し、さらに、被告人が原審公判廷においてEがAを殺害した事実を具
た根拠について、Eが捜査官に対し被告人のことを悪しざまに供述して
知つたことなどから、Aは布団をかぶせられで死んだのではないという考
つて来てそのように供述したと述べているのであつて、被告人が原審に
Aを殺害した旨を供述した動機について当審で説明したところによると、
が真犯人であるとする被告人の前記供述は、自らが実際に見分したと
確信を述べたものであるか否かすら疑わしいといわなければならないが、
が原審第七回及び第八回公判において被告人の供述したとおりである
その真相と被告人が捜査の全過程を通じて一貫して前記のように自白し
る、原審第一回公判において罪状認否の際前記のように陳述している
捕された当時自分がAを殺したと思ひ込んでいた旨を当審で説明して
間の矛盾は到底理解し難いといわなければならない。

また、被告人が、原判示第一の犯行の日の午後七時三〇分ころ、Aの死
示の押入れ内に運び込み、その上に就寝用布団を積み重ねるなどしてこ
たこと及びその翌日大阪方面に逃走したことは証拠上動かし難い事
実被告人の行為によつて同女が死亡したのではなく、その死亡がEの
ものであるとするなら、被告人が右のような行動に出る必要はないと思

ならず、この点について被告人は、Aの死体を隠匿したのも、大阪方面に逃走したのも、Eの言葉に従ったままでのことであると弁解しているけれども、被告人の弁解によると、Aを殺害していない被告人が同女の死体を隠匿しているのに、現場にいたその犯人である筈のEがその手伝もしなかつたというのであり、また、犯人でもない被告人が犯人のEから「騒ぎがおさまったところ戻れるようにしておけから、一旦逃げて時を稼げ。お前はここにいなかつたことにしておけ。」と言われて、急遽大阪方面に向かつて逃走したというのであつて、その弁解自体はなほだ不合理なものであるといわなければならない。

以上の諸点に加えて、B作成の昭和五年五月二八日付鑑定書によると、Aがその頭部の打撲や頸部の絞扼によつて死亡したのではないことが明らかであることとを合わせて考えると、Aを殺害したのはEであるとす被告人の原審第七回及び第八回公判における供述は、その他の証拠との対比検討をまつまでもなく、それが真実を述べているものとは到底認められない。

ところで、被告人の検察官に対する昭和五年三月五日付、同月八日付、同月九日付、同月一〇日付各供述調書によると、被告人は、原判示強盗殺人の事実について、検察官に対しては自己の刑事責任を認め大要次のおり供述している。すなわち、被告人は、昭和五〇年九月ころ仕事のため北海道に渡つたが、殆ど儲けはななく、却つて債権者や警察に追われる身となり、沖繩に逃げ帰つたが、妻の実家の不動産を担保に入れて莫大な借金をしていたこともあつて、追いつめられた状態になつり、同年一二月二三日には一旦自殺を考え、妻宛の遺書まで認めたけれども、もう一度生活の建直しを図ろうと思ひ直し、北海道にいるFという者の持つてくるダイヤモンドを安く仕入れて販売する目的で、Dとともに札幌まで出かけたが、その目的を遂げることができず、金銭を殆ど使い果たして二三日一夜札幌を出発し、同人と二人で東京まで帰つて来た。東京まで帰つて来たものの、沖繩では妻の実家の不動産を担保に入れて月三分あるいは月四分という高利で合計三、〇〇〇万円の借金をしているうえ、札幌の仕事には失敗し、金もなくなつていたので、一層追いつめられた気持ちで焦つていたが、昭和五年一月三日祖母のGの家を訪ねた際、同女から、被告人の父親が火事で死亡したときの様子について、父は寝たきりであつたか家には錠がかかつていたと聞かされて、Aがわざと錠をかけたままにして外出し、火事が出るようにして父を殺したのではないかという疑念が湧き、父が元気で仕事をしていた当時もAがその邪魔ばかりしていたので、その頃からAを憎い奴だと思つていたが、Aなら父を殺すようなこともやりかねないと思ひに至り、同女に対する憎しみの気持ちが一段と強くなつて来た。かくして、被告人は前記のとおり金に困つていたので、Aに対して被告人の父を殺したかどで告訴すると告げ、同女を困らせて二、三百万円の金を出させ、さらに同女の住んでいるaの家に住居するわつてしまおうと考え、同年一月七日A方に赴いたが、同行していたDには右の企みは打ち明けなかつた。同日午前十一時ころと思ひながらDとともにA方を訪ねたところ、同女は庭先の掃除などをしていたので、その間に同女方に下宿している学生を「俺はこの息子だが、これからお袋さんを取り調べるため警察官が来るから、どこかに行つてくれ。」といつて戸外に追い出した。しばらくしてから、Aは台所に入つて食事の仕度を始めたので、こたつのある部室で待つていたが、そのうち同女が下宿人に食事の準備が出来たことを告げるべくその名を呼んだので、台所に行き、下宿人はいないと告げたうえ、同女に対し父が死んだ火事のことを持ち出し、更に以前被告人が住んでいた家に入ることはできないかと尋ねたが、冷たくあしらわれた。同女のその態度に腹を立て、「親爺を殺しておいてよくずうずうしくいるな。」と言つてやると、「あんたのお父さんを殺したようなものだから、あんたのすきなようにしなさい。」と答えるので、余計腹が立つて、「ふざけるな。」と怒鳴りつけ、右手を振り上げたところ、同女がびつくりして玄関の方に行こうとするので、手を出して行手をさえぎつたが、「何するのよ。」と食つてかかつてなおも玄関の方に行こうとするので、かつとなり、「何をこの野郎。」と言ひながら同女の顔面を平手で一回殴りつけ、「何するのよ。」と言う同女の着物の襟をつかんでその場に引き倒し、同女が「助けて。」と大声を出したので、人に知られてはまずいと思ひ、うつぶせになつて同女の帯と襟首のところを持つて同女を台所の隣りの四畳半の間に引きずつて行き、同女の両手を後手にして電氣こたつ用コードで縛り、さらに両足もテレビ用アンテナコードで縛りあげたが、同女がその間にも「やめて。」などと声を出すので、同女の着用していた腰紐を取り、これを二つ折りにして猿ぐつわをかませ、それでもなお声を出そうとするので、台所からタオルを持つて来て腰紐の上から二重に猿ぐつわをかかけたが、そのとき同女がぶつ

いう感じで念仏を唱え出したので、それがまた蹟にさわり、「お前なんか死んじま
え。」と申し向けながら同女の髪の毛を両手でつかみ、うつつ伏せたりとなつてしま
の辺りを何回も畳の上で打ちつけてやつたりと怒りが高まつて、既に同女を殺してしま
い、声も出さなくなつた。そのときには怒りが高まつて、既「お前なんか死んじま
え。」と言つたのは、本当の気持から出た言葉である。そして、こたつてい
の押入れから布団を持ち出して、それを広げながらうつつ伏せに、全部か
の上にとんかかけて行つた。その布団の数は六枚くらいで、全部か
その高さは七〇センチメートルくらいになつていたように思う。同女は
縛られ、猿ぐつわをかまされ、うつつ伏せになつたまま身動きがで
たので、その上にとんか布団をかければ息が出来なくなり、時間がた
ま死ぬだろうと考えたが、こういうやり方で同女を殺してやろうと思
とをやつてしまつた。この段階ではA方を訪れた目的などはすつかり
ていた。そのころDはこたつのある部室にいたが、被告人がAに布団
少したつたころ外に出て行つた。その時刻は午後一時すこし前ころ
と思う。Dが出て行つたのち暫くしているうちに金のことが頭に浮
の機会にAの持つている金などを取つてやろうという気を取り直し、同
ではないだろうが抵抗できなくなつていから、今なら簡単に取ると
し、どうせこのまま殺してしまふんだから取つたつてかまわないう
り、家の中を探し、最初に台所の引出し内にあつた紐つきの黄色の袋
円札二枚と一、〇〇〇円札五枚くらいを取り出し、これを直ちに自分
入れ、また右袋の中から一、〇〇〇円のオリツク記念硬貨二個と一〇〇
硬貨二個を取り出したが、これは一旦こたつの上において、その後自
れの中に入れ、こたつのある部室の洋服筆筒の前の鏡台の引出し
り出し、これは直ちに自分の上衣のポケットに入れ、その部室の押
ら一〇円玉約二万、一、〇〇〇円の入つた袋も取り出した。このよ
を探しているとき、午後二時ころではなかつたかと思うが、A方
人の学生が帰つて来たので、「お前見たことがないから、お袋さんが
れられない。」と追い帰したが、その学生はその時Aを置いていた四
宿しているということであつたし、その前に来客もあるつたりした
は他人の目にもつきかねないと思ひ、Aをこたつのある部室の隣
八畳の部室に移そうと考え、四畳半の部室でAの体の上にかけて
ねのけたところ、同女はうつつ伏せになつたまま被告人の方を見上
口を動かしていたので、まだ生きていたのかと思つた。Aの目の
おり、目から涙を出していた。うつつ伏せになつていAの足首を
ずり、同女を前記八畳の部室に連れて行き、その部室の大体真中
のとき同女はやつと聴き取れる言い方で「Hの小父さんとIの小父
れ。」とか、「田舎に帰る。」とか言つていた。言うことを聞くから
という意味だと思つたが、その願ひは聞いてやらす、同女に対し
でしまえ。」と言つてやり、その部室の押入れの中にあつた布団を
少し斜め横に向けてうつつ伏せになり、両手両足を縛られ、猿ぐ
るAの体の上に前と同じように布団を一枚ずつ広げながらかけて
後の布団をかけ終つたときには布団の高さは一メートルくらいにな
その八畳の間の押入れにあつたのはマツトレス一枚、布団一枚とい
が、自分がかけたのはマツトレスを除いた布団一枚である。このま
は息ができなくなつて死ぬだろうと思つたが、四畳半の部室でAに
きから同女を殺そうと思つていたので、とんか布団をかけて行つた。
かけ終つたのは午後三時前ころではなかつたかと思うが、布団を
弟のEとともに帰つて来た。その後Dは下関へ行くと言つてA方から
その後被告人は食事のために外出したが、午後七時ころ帰つて来
いたEからAが死んでいると聞かされた。見ると、同女は前記八畳
両足の縛めを解かれ、猿ぐつわもはずされ、布団にもたれるように
そのときの気持は複雑であつた。Aを殺してやろうと思つて布団
たとおりになつたのだが、実際に同女の死体を目の前にして見ると、
た気持ではいられなかつた。心の中でやらなければ良かつたと思
で探し出した不動産の権利証などで金を作つて借金を支払い、妻
けができるようにしよう、それまではAの死体をこの家の中に隠
ないようにしよう、借金の支払が終つたら自首して責任を取らうと考

て、Aの死体を見えないようにした。翌一月八日は、その上毛布などを積んで外か
ら同女の姿が再びA方に帰つたが、Eは同人が入院して、そのままで眠り、その後Eと一旦同
人と同日午後六時にA方で落ち合つた。Eは同人が入院して、そのままで眠り、その後Eと一旦同
つたが、その途中Eが事件を警察に届けて、一人では自動車を運転して川越に向か
で、引き返して同女方の近くまで来たとき、パトカーが付近にいた。このとき、被告
ので、Eが事件を警察に届けた。そのままで眠り、その後Eと一旦同
そこで被告人の検察官に對する右供述の信憑性について検討するのには、被告人
は、原審法廷において、取調に當つた検察官が被告人に對して警察から送られて來
た供述調書の山を見せ、これだけ証拠が集まつているのだからお前を有罪に持つて
いけるが、争つてみるかと申し向けるなどしたため、被告人は検察官の右言辭に氣
圧されてその取調に對し眞実が供述できなかつたものであると主張しているが、被
告人の検察官に對する前記各供述調書には、本来第三者の知り得ない被告人の内
の動き、例えばAの死を知つたときの被告人の他人では到底語り得ない微妙な心
理状態やEの捜査官に對する供述内容に對する反駁が詳細に録取されておるが、そ
なく、被告人は、本件強盜殺人の事件について、昭和五年三月五日から同月一〇
日までの間に四回にわたつて検察官から供述を録取されているのであるが、その最
初の三月五日付供述調書の冒頭には、「逮捕された直後のころには氣持も動揺して
いたし、Aを殺した罪責の重さを考へてこわくなつたりしたため、いくらかでも自
分の都合の良いようになればと思つて事実と違ふことを話してしまつたが、その
自分のやつたことの意味を考へたり、Aに對してすまないと氣持がつかぬとい
して、全部正直に話して刑に服することと同女の靈をなぐさめようといふ一
うようになり、これまでの自分の至らない人生をこの機会に全部清算すべ
と考へるようになった。そうした氣持になつてからのち警察や検察庁で述べ
ことや、今日これから調書にしてもらうことについては一切嘘はない。と趣旨
記載があり、また前記一連の検察官調書の最後の調書である同月一〇日付供
の末尾には、「これで君の取調を終えることになり、何か述べたくもな
か。」との質問に對して、「これまですべて偽りのない氣持を話し、調書に
らつているので、何もありません。」との答が記載されているのであつて、以
よると、被告人は、検察官に對して、自己の行為に對する眞面目な反省に基
記憶するとおりの事実を卒直に供述したものと認められる。

そして、被告人の司法警察員に對する昭和五年二月九日付、同月二三日付、
同月二四日付、同月二五日付、同月二六日付、同月二九日付、同年三月一日付（二
通）、同月二日付及び同月六日付各供述調書によると、被告人は、警察官に對し
て、昭和五年二月九日取調の際には、Dが共犯者であり、被告人がAに布団を
かけるのをDも手伝つたと供述していたけれども、その後同月二三日以後は一貫
て被告人が単独でAを殺害し、その間に同女所有の金品を奪取した旨検察官に對
るのと同旨の供述をしていることが明らかである。尤も、被告人は、原審法
廷において、被告人の司法警察員に對する前記各供述調書は、警察官が、言
い、DやEの供述に基つて勝手に作成したものであると供述しているけれども、
たつた警察官のJは、原審において、右各調書は被告人の供述するようによ
勝手に作成したのではなく、被告人は、本件強盜殺人の容疑で逮捕された翌日
昭和五年二月九日には、D及びEと三人でやつた犯行であると弁解したり、あ
るいはDが共犯者で、被告人が被害者に布団をかけるのをDが手伝つてい
るなど供述していたが、同月二日に、Jが、被告人に對して、人間には生來善
悪の區別はない、良心に立ち返つて本当の話をしてくれと説得したところ、
被告人が涙を流して「本当に悪かつた。Dが共犯者だと言つたが、同人は共犯者
ではない。」と述べ、自ら同日付の上申書を作成し、同月二三日以後一貫して
自己がAを殺害した旨を供述したもので、被告人の司法警察員に對する前記
各供述調書は被告人の供述をそのままに録取したものであると証言している
ところ、被告人の司法警察員に對する昭和五年二月九日付弁解録取書及び
供述調書には、Eの供述とは全く相容れない被告人の弁解ないし供述が録
取されていることや、被告人が作成した昭和五年二月二日付板橋警察署長
宛上申書には、被告人が一人でAを殺害した旨の記載があること、また、
被告人の司法警察員に對する昭和五年二月二五日付並びに同月二九日付
各供述調書には、被告人が自ら本件強盜殺人の犯行當時の自己の行動に
ついて説明した詳細な図面が添付されていること及び司法警察員作成の
昭和五年三月九日付検証調書によると、被告人が、同月四日、A方に對

し、犯行当日A方を訪れたのち、同女を殺害し、同女の死体を隠し、金品を奪つた自己の行動をわざわざ再現して見せていることなどの諸事実に徴すると、被告人の司法警察員に対する前記各供述調書は、被告人が主張するように、取調警察官が被告人の供述に基づかないでDやEの供述によつて勝手に作成したものでなく、証人Jの証言するとおり、被告人の供述の要旨をそのまま録取したものと認められることができる。

以上検討の諸点のほか、被告人の検察官に対する前記供述が具体的かつ詳細で、Dの原審証言及び後記Eの原審証言とも大筋において符合し、関係証拠によつて認められる事件現場の状況やAの死体解剖の結果にも合致していることを合わせて考えると、その供述は十分信用するに足りるものといふことができる。ところで、被告人が原審公判廷においてA殺害の真犯人であると主張したEは、原審において、自己の本件強盗殺人事件とのかわりについて大要のとおり証言している。すなわち、同人は、昭和四八年二月からKで病氣療養中であるか、昭和五一年一月五日夕刻兄のDから電話があり、bのLホテルに金が都合つかないかということであつたので、手元にあつた四万円程を持つて病院から外出し、兄Dにその金を渡し、その晩は兄DとともにLホテルに泊つた。同ホテルで初めて被告人に逢つたが、被告人は「お袋が親爺を殺したから訴える。」と話していた。翌六日は午前一〇時ころ同ホテルを出て、午後三時か四時ころ被告人及び兄Dとともにaの被告人の実家を訪ね、三〇分か一時間同所にいたが、被告人もAもお互いに愛想よく応待していた。その晩被告人と兄Dとはaの駅の近くのMという旅館に泊り、自分は病院に帰つた。翌七日午後二時ころ兄Dから病院に電話がかかつて来て出てこないかということであつたので、二万円位の現金を持つて病院を出、午後三時半ころa駅近くの喫茶店で兄Dに逢い、同所で一万七、八千円くらいを兄Dに遣り、時刻についてははつきりしない点もあるが、本件午後五時ころ兄Dとともに被告人の実家に行つて、玄関のすぐ傍の部室のこたつに入つた。そのこたつの上には通帳等の書類が置いてあつたが、その後被告人が何処からか一〇円硬貨の一杯入つた袋を持つて来てその上に置いた。被告人の実家に行つて三〇分程して兄Dは「下関へ集金に行つてくる。明日昼過ぎに帰つて来る。」と外に出たが、その際兄Dから被告人と一緒にいてやれと言われたのでその場に残つた。兄Dが外に出た後を追うようにして被告人も食事のため外出した。被告人は「お袋は隣りの部室で縛つて布団をかけてある。」と言つていたが、Aを縛りあげる必要はないと思ひ、縛めを解いてやる考えでその部室に入つてみたところ、敷布団、掛け布団、マツトレス等が一メートル以上の高さに山積みになっていて、その周りを回つてみても手も足も出でおらず、布団の端を上げてみても人の姿は見えず、手を差入れてみたところ手に触つた人の体が凄く熱かつたので、急いで布団をはがすと、Aが、殆どうつ伏せの状態顔をやや横に向け、口には二重に猿ぐつわをされ、両手は後手にされてコードで縛られ、両足首もアンテナ用コードで縛られていたので、その緊縛を解き、同女の体が熱かつたので生き返ると思ひ、両頬を叩いて人工呼吸を試みたけれども、前日見たときとは形相が違い、呼吸もせず、猿ぐつわをはずしても顔の形が元に戻らないので、死んでいると思ひ、被告人の帰つてくるのを待つていた。午後七時ころ被告人が帰つて来たので、「ばあさん死んでいるよ。あれくらい布団をかぶせれば死ぬのが当たり前じゃないか。」と言つてやつたが、被告人は格別驚いた風も見せず、その後「どうせやる気でやつたんだ。」とか、戸籍謄本や不動産関係の書類を見ながら、「さんざん悪いことをしたんだから、死んで当たり前だ。」などと放言していた。被告人は同夜八時から九時ころの間に前記布団を片付けていたが、その後死体は押入れの中に入れたと話していた。同夜九時ころ被告人がどこかに出ようというので一緒に外出し、酒を飲んで午後一二時ころ帰つて来たが、殆ど眠れなかつた。翌八日朝八時ころ台所の隣りの部室で被告人から「ここで最初やつたんだ。洩れてる跡がわかるか。」と言われたので、見ると畳の上小便の染みのような跡があつた。被告人は「大分殴つた。それで『殺して』というから、殺してやつたんだ。」とも話していた。その後二人で食事に外出し、午後一時か二時ころ再びA方に戻つたが、兄Dから電話がかかつて来たので、被告人に気づかれないように、被告人が台所に行つている間に、「何で俺がこんな目にあわなきやいけないんだ。殺人事件に巻き込まれたんだぞ。」と訴えると、「すぐ近くの喫茶店に行つて、もつとくわしく電話しろ。」という返事であつたので、一緒について来ようとする被告人から逃げるようにして近くの喫茶店に行き、電話で兄Dにくわしく話したところ、「すぐ近くの交番に行くんだ。」と言われたので、交番に赴くべく喫茶店を出たが、交番に行く途中でパトカーに出会い、警察官に一部始終を話したが、

よると、Aの死体を解剖した結果、その胃の内容物が二七〇蚝あり、大部分は塊状の餅で、その他に食物残渣はなかつたこと及び被告人の検察官に対する前記供述によつても、被告人が昭和五一年一月七日A方台所ですら、同日午後五時ころ被告人が食事のため外出するまでの間に、同女に餅を食べる機会がなかつたことはいずれも所論の指摘するところである。

ところで、当審において証人Bは、前記よね市の胃の内容物の状態からすると、一般的には同女が死亡前二、三時間以内に餅を食べたと考えられる旨証言し、また、当審において取り調べたO作成の昭和五三年六月二五日付鑑定書中には、Aの胃の中の餅の消化状態から、同女は食後一時間前後で死亡したと考えるのが妥当である旨の記載があり、さらに、Oは、当審において、一番長くみてAは食後二時間以内に死亡したものと見るのが妥当である旨証言している。

そこで、まずAが、餅を食べたと考えられる時刻について考察してみると、被告人の検察官に対する昭和五一年三月五日付供述調書によると、被告人が前記のようにAに対して最初にその顔面を殴打する暴行を加えた直前ころ、同女が下宿人のために食事を用意していた事実が認められるので、時期が正月初めのことでもあるからそのころ同女が餅を食べた可能性はあることは否定できない。そして、その時刻は、Aに暴行を加え始めた時刻について、被告人が右供述調書において午後零時半ころと述べていること及び被告人がAに対して暴行を加え始める前に被告人の要求によつて同女方から外出した下宿人のPが、司法警察員に対し、寝ているところを被告人に起こされた時刻を正午ころと供述していることなどを考え合わせると、ほぼ午後零時三〇分ころと推認することができる。

次にAの死亡時刻について考察するのに、被告人は、前記検察官調書において、午後二時ころ下宿人の学生が帰つて来た直後、Aを原判示の八畳の間に移し、同所で同女の体の上に布団をかけたが、それが終つたのが午後三時ころであつたと供述しているが、右下宿人であるQは、司法警察員に対して、A方に帰つて来たが中に入れてもらえなかつた時刻を午後一時半ころと供述していること及び原判示四畳半の部室から八畳の部室にAを移し、同女の体の上に布団一枚をかけるのに一時間以上を要するとは考えられないことなどを総合すると、遅くとも午後二時半ころには被告人は原判示八畳の間でAの体の上に一枚の布団をかけ終つたものと認められる。従つて、Aは被告人が右一枚の布団をかけ終つた午後二時三〇分ころからEが同女の死を発見した午後五時三〇分ころまでの間のいずれかの時点において死亡したものと認められる。

従つて、Aが考えられる最も早い時点、すなわち午後二時三〇分ころ死亡した場合を想定すると、同女の胃中の餅の消化状態は同女の死亡が被告人の原判示の行為によるものであることと矛盾しないし、同女が考えられる最も遅い時点、すなわち午後五時三〇分ころ死亡した場合を想定しても、当審において証人Bが、胃中の食物の消化に要する時間は、その者の精神状態、肉体状態、個人差などによつて非常に相違し、Aの胃の内容物の状態から同女が食後五時間とか六時間を、経過して死亡した可能性も絶対にはいえない旨証言していること及び当審における証人Oの証言によると、同証人も一切の例外を認めない趣旨で前記のように鑑定しない旨証言しているものではないと認められることなどに照らして考えると、Aの胃中の餅の消化状態は同女が被告人の原判示の行為によつて死亡したと認定することを必ずしも相容れないものではない。

また、所論は、原判決は、被告人の原判示の行為によつてAが酸素欠乏状態に陥り、その結果窒息死した旨認定判示しているとし、これを前提として同女の死亡が被告人の行為によるものではない旨主張しているが、原判決は、被告人が、Aの両手足を緊縛し、二重に猿ぐつわをかませたうえ、うつ伏せになつた同女の体の上に就寝用布団一枚を順次積み重ね、そのまま放置した結果同女を遷延性窒息により死亡させたと認定判示しているけれども、被告人の右行為により同女が如何なる経過を辿つて窒息に至つたかについては何ら認定判示していないのである。そして、右の点について判示していなくても、罪となるべき事実の判示として欠けるところがないことはさきに説示したとおりであるが、原判決が証拠として挙示しているB作成の昭和五一年五月二八日付鑑定書によると、死因の究明につき十分なる専門的知識と経験を有するものと認められる同人が、Aの死因は窒息と推定され、その窒息は鼻口部の閉塞によると考えるのが妥当であるとしているものの、鼻口部閉塞以外の原因に基づく窒息の可能性を否定してはいない事実を徴すると、Aが如何なる経過を辿つて窒息に至つたかについて原判決が断定的に認定判示することを避けたのは、証拠上も慎重な措置として十分首肯することができる。従つて、原判決

がAの窒息は酸素欠乏の結果であると認定判示している旨主張し、これに基づいてその事実認定を論難する所論は、立論の前提を欠くものといわなければならない。ところで、所論は、被告人の行為はAを死亡させるに足りるものではなかつたと主張し、被告人の行為によつて同女が死亡した事実を争つているので検討するのは、司法警察員作成の昭和五一年三月九日付検証調書添付の写真三六及び三七は、A方で同女の体の上に布団一枚を積み重ねた状況を被告人が再現して見せた際、その状況を撮影したものであるが、被告人が検察官に対してAの体の上に布団二枚を積み重ねた状況について供述しているところや、Eがその状況について原審で証言しているところを総合すると、その状況は決して所論のいうようにAの体の上に五、六枚程度の布団がかかっていたというようなものではなく、正に右各写真が示すように、布団一枚が同女の体の上にうずたかく積み重ねられている状態であると認められる。

そして、Aは、原判示の第一の犯行の日の午後零時三〇分ころ、同女方台所で、被告人に顔面を殴打され、襟首をつかんで引き倒されたうえ、原判示四畳半の間に引きずり込まれ、電気こたつ用コードで両手を後手に緊縛され、テレビ用アンテナコードで両足の足首を縛りあげられたうえ、腰紐とタオルで二重に猿ぐつわをかけたられ、頭髪をつかまれて顔面を何度も畳に打ちつけられた挙句、うつ伏せになつた体の上に布団六枚を掛けられて午後二時ころまで放置され、引き続き原判示八畳の間に移され、前記の如く手足を緊縛され二重に猿ぐつわを掛けられた状態のまま、うつ伏せになつている体の上に再び布団一枚を積み重ねられて放置されたものであつて、司法警察員作成の昭和五一年一月一日付検証調書（不同意部分を除く）によると、前記四畳半の間にも八畳の間にもAが失禁したものと認められる痕跡のあつたことを考え合わせると、八畳の間で布団を掛けられた時点においては、既に年齢も五十に達し、当然体力も漸次衰えつつある同女は、長時間に及ぶ被告人の暴行で疲労困憊の極に達し、前記のように嚴重に身体を拘束されていることであつて、一枚の布団の重圧下に身動きもできなかつたと考えるのが自然であつて、そうした状態を前提にすれば、同女が一枚の布団の下で鼻口部の閉塞状態に陥り、窒息死に至る場合のあることは当審におけるOの証言によつても肯認できるところから、被告人の原判示の所為は優にAを殺害するに足りるものであつたとい

ことができる。なお、当審においてAの死因につき鑑定したOは、同女の肺の組織学的検査を実施した結果に基づき、同女の死因は鼻口部閉塞による窒息死であり、他の原因による窒息死は考えられない旨証言しているのであるが、同鑑定人が作成した昭和五三年六月二五日付鑑定書には、本件現場の状況からすると、単にAの体の上に順次布団を積み重ねて放置しただけでは鼻口部閉塞による窒息は生じないかの如き誤解を生じるおそれのある記載があるが、右記載に関して同人が当審において証人として説明したところによると、右鑑定書の記載は必ずしも前記判断と相容れないものではないことが明らかである。

次に、所論に鑑み原判決の殺意の認定が肯認できるか否かについて考察するのに、所論は、被告人にはAを殺害する動機がなかつた旨主張しているのであるが、原判決が証拠として挙示している被告人の検察官に対する前記各供述調書によると、被告人は、検察官に対して、同女に対する殺意の形成につき、昭和五一年一月七日被告人がA方を訪れ、父親が焼死したときの状況やその遺産などについて同女を詰問したところ、同女に冷たくあしらわれたり、くつてかかれたりしたのでこれに憤激し、同女の顔面を平手で殴打し、襟首をつかんで引き倒し、同女を原判示四畳半の間に引きずり込んでその両手両足を緊縛し、二重に猿ぐつわを掛け、さらに頭髪を両手でつかんでうつ伏せになつた同女の顔面を何度も畳の上に打ちつけるなどの暴行を加えるうち、怒りの感情がますます高まり、遂に同女を殺してしまへという気持になつた旨供述しているのである。

ところで、殺意の形成に関する被告人の右供述をそのまま措信するのが正しいか否かを判断するためには、被告人の原判示第一の犯行に至るまでの生活やその犯行当時の心情について十分な理解を必要とするか、右の点について、被告人の司法警察員に対する昭和五一年二月二二日付、同月二三日付、検察官に対する同年三月五日付、同月八日付、同月九日付各供述調書、Rの司法警察員に対する供述調書、Dの原審公判廷における証言、原審裁判所の証人G、Sに対する各尋問調書及び東京都品川区長作成の戸籍謄本二通などによると、次のような事実が認められる。すなわち、被告人は、昭和三六年初ころ親の反対を押しきつてTと同棲を始め、その後同女と結婚し、同女との間に一子まで儲けたのに、昭和三八年末ころ借金

窮するや、妻子を捨てて大阪に逃亡し、その後大阪で知り合つたUと昭和四年二年三月
月ころ結婚し、同女との間に一子を儲けたが、昭和四五年には妻Uに相談もしないで
と情交関係を結び、同女とともに、Vと養子縁組の届出をしてVの姓となつた。留され、引き
離婚の届出をするなど、第四、第五の有印公文書偽造などの罪で逮捕勾留された。そして
和四八年五月に原告示事などが原因となつて、同年七月には同女と離縁した。身であつ
つて、右事件についてVに保証金を出して貰つて保釈出所するや、保釈中の身であつ
たにもかかわらず、大阪に逃走し、さらに同年八月ころ、前妻のUに對してすぐ迎
えに来るからと約束して一〇万円を用立てて貰い、沖繩まで逃走した。沖繩に渡つ
てからは、那覇市内の建設会社飯場に住み込み、大工として働いていたが、昭和四
九年一月ころ同市内で店舗デザインの事務所を開き、同年四月同事務所の事務員と
して採用したRと知り合い、暫く交際したのち同女と同棲を始め、昭和五〇年一月
ころ同女と結婚してN姓となつた。そして、そのころ同女の実家の家屋敷を担保に
入れて合計三、〇〇〇万円に及ぶ借金をし、これを資金にして会社経営に乗り出し
たが、同年二、三月ころには早くも行き詰つてしまい、その後仲間とともに北海道
に赴き、家庭用雑貨品の取込詐欺を敢行したのち、同年一月末ころ那覇市に逃げ
帰つたが、前記多額の借金について、その利息の支払すら滞つていゝ状態であつた
ため、債権者から強硬に返済を要求されていたばかりでなく、Nの義母からも、そ
の家屋敷を担保にしていた関係から、毎日のようにその支払を催促され、追いつめ
られて自殺を考え、同年一二月二三日には妻R宛の遺書まで認めたが、札幌に居住
する知人の紹介でダイヤモンドを安く仕入れて何とか生活を建直そうと考え、知り
合いのDに金儲けができると持ちかけ、同人とともに金主を探し、Dに旅費四〇万
円を作らせ、自らは妻から二万円を貰い受け、出資者の代理人であるFを伴い、同
年一二月二五日Dとともに那覇空港を出発して札幌に向かつた。しかし、期待して
いたダイヤモンドの取引はできず、同月二八日にはFは話かうと札幌から引き揚
げてしまい、同月三十一日に至つて所持金も乏しくなつたので、Dに對して、東京に
行けば友人もおり所持している手形も割引けるから東京に行こうと誘い、同人もこ
れに同意し、沖繩までの復路の航空切符の払戻しを受けて八万円の現金を作り、こ
れを二人の旅費にして札幌を出発し、昭和五一年一月一日上野駅に到着した。東京
に到着したのち、被告人は、原告示第一の犯行の日の同年一月七日にA方を訪れる
までの間、同月三日同女方で一泊した以外はホテルや旅館に宿泊していたが、その
間Aから金員を借用したいと考えていたものの、同女に對してその話を切り出すこ
とができず、所持していた手形はもともと取込詐欺の仲間から入手した信用のない
もので、手形割引業者に呈示してみたが割引を拒絶され、新聞の求人広告で知つた
会社に履歴書を提出してみたが採用してもらえず、その間妻のRに電話して、働く
ところが決まつたからその仕度に金がいるなどと嘘を言つて、二回にわたつて一万
円ずつ送金してもらつたが、一月七日A方を訪れたときにはその所持金も僅か二、
三千元しかないという状態であつた。なお、被告人は、継母のAに對しては以前か
ら好感情を抱いていながつたが、昭和五一年一月三日に祖母や叔母から、父Wが火
事で焼死した際の状況について、当時Aは外出していたが、家に鍵がかかつていた
ため救出することができなかつたと聞かされて、あるいは同女が父を殺したのでは
ないかと不審の念を募らせ、同女に對する憎悪の感情を増幅させていたことが明
かである。

そして、右の諸事実によると、被告人は、昭和五一年一月七日A方を訪れた当
時、経済的にも精神的にも追いつめられた状態にあつたことが明らかであるととも
に、以上のような被告人の長年にわたる無責任かつ乱脈な生活歴からは、その心情
が著しく荒廃していたことを窺うに十分であつて、被告人の右のような経済的、精
神的状態を前提にして考察すれば、被告人がAに對して度の過ぎた暴行に及び、そ
の暴行中怒りの感情がますます高まつて遂に同女の殺害を決意するに至つた旨の被
告人の検察官に對する前記供述は、不自然、不合理とは考えられず十分信用でき
る。従つて、被告人にはAを殺害するに足る動機があつたといわなければならない。

尤も、所論が指摘するように、被告人の司法警察員に對する供述調書中には、被
告人がAの体の上に布団をかけて放置したのは、同女が逃亡したりその声が外部に
洩れたりするのを防止するためであつたとの供述記載があるが、被告人は同女ね
對して暴行を加える前に同女方に下宿していた学生を同女方から追い出し、他人が訪
ねて来て中には入れないよう配慮していたうえ、同女は両手両足を緊縛されて全
く行動の自由を失い、二重に猿ぐつわをかけられて大声などは出せない状態にあつ

たのであるから、同女が逃亡したりその声が外に洩れたりするのを防ぐために同女の体の上に多数の布団をかける必要は少しもないのであつて、うつ伏せになつた同女の体の上に原告の四畳半の間では六枚、八畳の間では一枚も多数の布団を積み重ねてこれを放置した被告人の行為が、単に同女が逃亡したりその声が外部に洩れたりするのを防ぐためになされたなどと考えるのは合理的でなく、被告人の司法警察員に対する供述調書中の前記記載部分は、被告人の検察官に対する前記殺意の形成に関する供述の信憑性を左右するに足るものではない。

以上説示したとおり被告人にはAに対する殺意を形成するに足る動機があつたことに加えて、さきに詳説したように被告人の原告の行為がAを窒息死させるに足るものであつたこと及びEの原審証言によつて明らかなように、同人からAの死亡を告げられた被告人が、「どうせやる気でやつたんだ。」などと放言していることの諸事実を総合すれば、殺意について原判決の認定しているところはこれを肯認することができる。

そればかりでなく、所論は、殺意を否定する主張に関連させて、被告人のAに対する最初の暴行は、同女の理不尽な態度に誘発されたものであると主張しているが、被告人の検察官に対する前記各供述調書やDの原審証言によると、被告人がAに暴行を加える直前の同女の態度が、被告人の暴行を招いて余りある理不尽なものであつたとの所論は、到底首肯できない。

そして、Xの司法警察員に対する供述調書によると、Aは、昭和五一年一月七日午前十一時一五分ころ、従つて、関係証拠によつて被告人がDとともに同女方を訪れた直後と推認される時刻に、近隣のX方を訪れ、同人方から日蓮宗の寺院に「昨日もお話ししましたように今日も息子が一人の男を連れて来ている。何事も起こらないようにお祈りして下さい。」と電話している事実が認められるのであつて、右事実によると、同日A方を訪れた被告人の態度には、同女をしめるのであつたと推認できるばかりでなく、被告人がAに対して手荒な行動に出る考えがあつたと推認できるとすれば、同女の下宿人を事前に追い出すような行動をとる必要はないと思われ、被告人の司法警察員に対する昭和五一年二月二四日付供述調書及びPの司法警察員に対する供述調書二通によると、被告人はAに対して暴行を始める前に、寝ていた下宿人の枕を足蹴りにしてこれを起こし、わざわざ嘘を言つて同女方から追い出しでいるのであつて、他家の下宿人を起こす際枕を足蹴りにするという粗暴極まる行動をとつていふことも、当時の被告人の心情の一端を示すものとして決して看過することができない事実といわなければならない。以上諸事実を照らすと、むしろ被告人は、犯行当日A方を訪れた当初から、少なくとも未必的には同女に対して粗暴な行動に出る意図を予め有していたのではないかとすら疑われるのである。

また、所論は、被告人がAの手足を緊縛したり、同女の体の上に布団をかけたりしたのは、同女をして被告人の父親が死亡した状況を説明させ、その遺産の分割について同女と話し合うため、同女を反省させる目的であつたと主張して殺意を否認しているけれども、所論のような目的を有する者が、相手に対して回復し難い恐怖と憎悪の感情を植えつけるような強烈残忍な暴行を長時間にわたつて加えることは不合理であり、被告人のAに対する原告の暴行の態様から見て右主張は首肯できない。

さらに、所論は、被告人は、Aに対して暴行を加えても、Y兄弟、特にDが被告人とAとの間を仲裁してくれるものと信じていたし、そのように信ずるに足る事情が存在していた旨主張して殺意を否認しているが、被告人の検察官に対する前記各供述調書並びにD及びEの原審証言によれば、被告人が右主張のように信じていた事実も、そのように信ずるに足る事情のあつた事実も全く窺うに足りない。そして、もし所論がいうような事実が存在したとするなら、Dが、被告人においてAに対して暴行を始めて余り時間が経過していないときに、現場を離れて同女方から外出したり、その後弟のEを伴つて同女方に帰つて来たものの、間もなく下関に向かつて立去るなどの行動をとる筈がなく、被告人としてもDがそのような行動をとることを許容する筈がないと思われ、ことに照らしても、上記判断につき疑う余地はない。

また、所論は、被告人に殺意があつたとするなら、Aを拒殺あるいは絞殺すれば良いのに、それをしないで、死の不確定な布団蒸しの方法を選択したというのは常識的でない旨主張して殺意を否認しているけれども、被告人の行なつた原告の所為は、さきに説示したとおりAを殺害するに足る行為であり、他人を殺害しよう

と決意した者の殺害方法の選択は、事柄の成行き現場の状況、犯人の性格、精神状態、犯行の動機及び目的などによつて必ずしも一様ではなく、殺意のある者が常に最も短時間内に相手を確実に死に至すより直接的な殺害方法を選択するとは限らないから、右主張は首肯し難い。

なお、所論は、Eの原審証言などによると、被告人が原判示八畳の間でAの体の上に布団をかけたのち午後五時ころ食事のため外出する際、後に残つたEに対し「ばばあを逃がすな。」と申し向けていると主張し、右の事実を被告人の殺意を否定する一論拠としてしているかの如くであるが、右事實は、被告人が右時点において未だAが死に到達したことを認識していなかつた事実を示すにとどまるものであつて、所論のいわゆる布団蒸しの場合は一般に死の結果が発生するまでに若干の時間を要すると考えられていることに照らすと、右の事實は原判決が被告人に殺意の存在したことを肯定していることと必ずしも相容れないものではない。

次に、所論に基づいて原判決の金品強取の事實認定が肯認できるか否かについて検討するのに、所論は、原判決が被告人において強取したと認定する現金のうち才リンピツク記念硬貨及び袋に入つた多数の一〇円硬貨については、占有移転の事實すら存在しない旨主張しているのであるが、原判決が挙示している被告人の検察官に対する昭和五一年三月八日付、司法警察員に対する同年二月二十五日付、同月二十六日付各供述調書、Eの原審証言及び司法警察員作成の昭和五一年三月九日付検証調書（不同意部分を除く）などによると、被告人は、原判示の四畳半の間でAの体の上に布団を積み重ねたのち、同女方を捜し回り、所論指摘のオリンピツク記念硬貨については、台所の引き出しの中にあつた紐つきの黄色の袋の中からこれを取り出し、一旦これを仏壇のある部室のこたつの上に置いたが、その後これを自己の携帯していたアタツシユケースの中に入れたこと、また袋に入つた多数の一〇円硬貨については、仏壇のある部室の押入れの下段から取り出し、これも一旦その部室のこたつの上に置いたが、その後大阪方面に逃走する際これを携帯したことが明らかであつて、被告人が右各現金を取り出した当時Aが完全に反抗を抑圧された状況にあつたことを考え合わせると、遅くとも被告人が右各金員を取り出して前記こたつの上に置いた時点においては、被告人は右各金員に対する排他的支配を得たものと看するのが相当である。そして、その後被告人が夕食のため外出する際右各金員を持参しなかつたとの所論指摘の事實は、その当時もAの反抗不能の状態が依然として継続していた事実を考え合わせれば、右判断に何ら影響を及ぼすものではない。

また、所論は、原判示の財物強取の点につき、不法領得の意思の存在を争つているのであるが、前記各証拠によると、被告人は原判示の四畳半の間でAの体の上に布団六枚を積み重ねて完全にその反抗を抑圧したのち、同女方を捜し回り、例えば、台所の引き出し内の紐のついた黄色の袋の中から一万円札二枚と一、〇〇〇円札五枚くらいを取り出し、これを直ちに自己の財布の中に入れ、その日の夕刻外出して食事をした際、その代金を右金員で支払つていること及び仏壇のある部室の鏡台の中から原判示の指輪二個を取り出し、これを直ちに自己の上衣の内ポケットに入れ、その日の夜外出してバーで飲酒した際、ホステスにこれを示して「沖縄の方に行けば安く買える。」などと話していることなどが明らかであつて、右の諸事實に照らせば被告人の行為が不法領得の意思に基づくものであることは明らかであつて、その行為を所論のいうように亡父の遺産を点検する意思でした行為など考える余地は全く存しない。

なお、所論は、被告人に不法領得の意思がなく、一部の現金については占有移転の事実すらなかつたことの論拠として、被告人がDらの仲裁によつてAと仲直りができると信じていたし、そのように信ずるに足る事情があつたと主張しているが、右主張のような事實の存在しなかつたことについてはさきに説示したとおりであるから再説しない。

以上のとおり、原判決には所論が主張するような審理不尽も事實の誤認もなく、同判示第一の事實が刑法二四〇条後段に該当するとした原判決の法令の適用にも誤りはないから、論旨は理由がない。

控訴趣意第三（量刑不当の主張）について

所論は、要するに、原判決は、本件強盗殺人の事實について、犯行の態様は執拗かつ残忍であり、動機にも同情すべき余地は殆どないとしているが、その判断は事件の実態からかけ離れたものであるうえ、原判決がいうように被告人が右犯行を他に転嫁しようとした事実も全くない。そして、被告人の右犯行がDの使喚によるものであること、Aの理不尽な態度が被告人の暴行を誘発したこと、被告人は感情が激化する傾向の持主であり、Aに暴行を加えた際は、同女の誘発行為により感情の

爆発的状況にあつたもので、その精神状態は刑法上の心神喪失ないし心神耗弱に準ずるようなものであつたこと、原判示第二の死体遺棄は、Aが死亡した事実を動転した余りの被告人の行為で、その態様も殺害現場に死体をそのまま放置した行為と大差のない比較的違法性の軽微なものにすぎないこと及び他の同種事犯に対する量刑との均衡などを考慮すると、被告人を無期懲役に処した原判決の量刑は、余りにも甚しく苛酷なものであるというのである。

そこで、訴訟記録並びに原審及び当審において取り調べた証拠によつて検討するのにも、所論は原判決が量刑の理由として示しているところを種々論難しているけれども、被告人は、昭和五十一年一月七日午後零時三十分ころから、かきにも継母の立場にある、年齢も既に五十歳に達した無抵抗の婦女に対し、顔を殴打し、襟首をつかんで引き倒し、両手両足をコードで縛り上げ、二重に猿ぐつわをかかけたのち、頭髪を両手でつかんでその顔面を何度となく畳に打ちつける暴行を加えたうえ、殺意をもつてまず原判示の四畳半の間に、用便を果すのも許さず、同女原の体の上に六枚の布団を積み重ねて午後二時ころまで放置し、更にその後これを原判示の八畳の間に移し、同女が涙を流して助命を哀願しているのにこれを無視し、引き続き殺意をもつて前記のように手足を緊縛され二重に猿ぐつわをかかけられた状態であつた伏せになつて同女の体の上に二枚もの布団を積み重ね、これを同日午後五時ころまで放置して遂に同女を窒息死させたもので、その犯行の態様は執拗かつ残忍というほかなく、その犯行の動機も、継母が被告人の父親を焼死させたといふ確たる根拠があるわけではないのに、その容疑で同女を告訴するとおどして同女から金を出させようという考えで、同女方を訪れ、同女を詰問したうえ、いきなり同女に暴行を加え、感情の激するまま同女を殺害しようとして決意し、前記のような方法で同女を殺害し、その間財物奪取の犯意を生じて金品を強取したというもので、その背景には当時被告人が経済的にも精神的にも追いつめられていたという事情があるけれども、被告人がそのような窮地に陥つていたのも、被告人の長年にわたる無責任かつ乱脈な生活の当然の結果というべきものであり、その犯行の動機に同情すべき余地は殆どない。以上、被告人が原審第七回及び第八回公判において供述しているところは、自己の殺人という重大な刑責をEに転嫁しようとした以外の何物でもない。以上の諸点のほか原判決が量刑の理由において被告人に不利な情状として指摘しているところはいずれも正当としてこれを是認することができる。

なお、所論は、本件強盗殺人の犯行はDの使喚によるものであり、被告人のAに対する暴行は同女の誘発によるものであると主張しているが、右主張のような事実は存在しない。また、所論は、本件強盗殺人の犯行当時の被告人の精神状態は心神喪失ないし心神耗弱に準ずるようなものであつたと主張しているが、関係証拠によつて認められる被告人の右犯行当時の言動に理解し難い奇矯な点があるわけでもなく、その精神状態が右主張の如きものであつたと疑うべきかは存しない。

従つて、原判決が指摘する被告人に有利な諸事情及び所論の指摘する本件死体遺棄の犯行態様や他の同種事犯との刑の均衡を考慮し、かつ原判決後被告人とAの両親との間に被告人の亡父の遺産の分割について調停が成立し、右調停によつてAの両親が取得することとなつた財産には、同人らがAの遺族として被告人から支払われるべき損害賠償金一、五〇〇万円が含まれていることなどを斟酌してみても、被告人を無期懲役に処した原判決の量刑はやむを得ないものと判断され、決して所論が主張するように常軌を逸した苛酷なものとはいえないから、論旨は理由がない。

よつて、刑法三九六条により本件控訴を棄却し、当審における訴訟費用は、同法一八一条一項但書を適用して被告人に負担させないこととして、主文のとおり判決をする。

(裁判長裁判官 四ツ谷巖 裁判官 杉浦龍二郎 裁判官 阿蘇成人)